

平成23年度第1回理事会の開催

平成23年度第1回理事会が、平成23年6月1日、日本獣医師会会議室において開催された。

本会議では、協議事項として、東日本大震災被災対策等の件について協議し、了承された後、次に、議決事項として、①「第1号議案 移行認定の申請に当たり財産の管理及び運営に関する規程を整備等する件」、②「第2号議案 第68回通常総会に次の議案を付議する件」、③「第3号議案 第68回通常総会において日本獣医師会会長感謝状を授与する件」について審議し、異議なく可決承認され、続いて報告事項として、①「平成23年度動物感謝デー in JAPAN 対応の件」、②「平成23年度獣医療提供体制整備推進総合対策事業について各地区において対応をお願いする件」、③「役員改選の件」、④「業務運営概況等の件」について報告され、連絡事項として、「当面の主要会議等の開催計画の件」が説明された（第1回理事会の議事概要は下記のとおり）。

平成23年度第1回理事会の議事概要

I 日時：平成23年6月1日(水) 13:30～17:00

II 場所：日本獣医師会会議室

III 出席者：

【会長】山根義久

【副会長】藏内勇夫、中川秀樹

【専務理事】大森伸男

【地区理事】波岸裕光（北海道）

砂原和文（東北）

高橋三男（関東）

村中志朗（東京）

駒崎精彌（中部）

谷達雄（近畿）

湊恵（四国）

麻生哲（九州）

【職域理事】酒井健夫（学術・教育・研究）

細井戸大成（開業（小動物））

横尾彰（家畜共済）

榛葉雅和（畜産・家畜衛生）

森田邦雄（公衆衛生）

近藤信雄（動物福祉・愛護）

【監事】玉井公宏、岩上一紘

IV 議事：

【協議事項】

東日本大震災被災対策等の件

【議決事項】

第1号議案：移行認定の申請に当たり財産の管理及び運営に関する規程を整備等する件

第2号議案：第68回通常総会に次の議案を付議する件

第1号議案 平成22年度事務事業及び決算報告の件

第2号議案 平成23年度事業計画（案）及び収支予算（案）の件

第3号議案 平成23年度会費及び賛助会費の件

第4号議案 獣医師道委員改選の件

第5号議案 役員選任管理委員改選の件

第6号議案 役員改選の件

第7号議案 移行認定の申請に当たり定款を「定款の変更の案」のとおり変更する件

第8号議案 移行認定の申請に当たり移行後の役員就任予定者を選任等する件

第9号議案 移行認定の申請に当たり関係規程を制定等する件

第3号議案：第68回通常総会において日本獣医師会会長感謝状を授与する件

【説明・報告事項】

1 平成23年度動物感謝デー in JAPAN 対応の件

2 平成23年度獣医療提供体制整備推進総合対策事業について各地区において対応をお願いする件

3 役員改選の件

4 業務運営概況等の件

【連絡事項】

当面の主要会議等の開催計画の件

V 会議概要：

【会長挨拶】

冒頭、山根会長から次の挨拶がなされた。

平成23年度第1回の理事会です。いつの間にか梅雨に入ったということで足元の悪い中、またお忙しい中ご参集いただきましてありがとうございます。

本日の理事会ではいろいろな議案が出てまいります。ご存じのように、平成22年度は、畜産界、獣医界におきまして大変な1年間で終始したわけです。まず、4月20日の宮崎県の口蹄疫発生に始まり、秋口には全国9県にまたがったの渡り鳥が原因とされているH5N1の高病原性鳥インフルエンザ。2月に入りやっとなOIE・国際獣疫事務局から口蹄疫清浄国の認定がされほった

地方獣医師会による被災動物救護活動の実施状況等

(平成23年4月末日現在：各地方獣医師会の調査報告の結果に基づき作成)

1 被災地域における動物救護活動	
(1) 現地の動物救援本部の構成団体として、また、地方獣医師会として救護活動に取り組んでいる「被災地域地方獣医師会」	6 地方獣医師会 (岩手県、宮城県、仙台市、福島県、栃木県、千葉県)
(2) 救護活動に取り組んでいる「被災地域地方獣医師会」 (ただし、上記(1)の地方獣医師会を除く。)	2 地方獣医師会 (青森県、茨城県)
2 被災地域に隣接する地域における動物救護活動	
(1) 現地の動物救援本部の構成団体として、また、地方獣医師会として救護活動に取り組んでいる地方獣医師会	2 地方獣医師会 (神奈川県、新潟県)
(2) 救護活動に取り組んでいる地方獣医師会 (ただし、上記(1)の地方獣医師会を除く。)	9 地方獣医師会 (北海道、秋田県、山形県、埼玉県、横浜市、川崎市、東京都、石川県、長野県)
3 上記1及び2以外の地域(被災地域及び被災地域に隣接する地域以外の地域)における動物救護活動	
救護活動に取り組んでいる地方獣医師会	1 地方獣医師会 (沖縄県)

注：1 被災地域：青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県、栃木県、千葉県の区域

2 被災地域に隣接する地域：①東北地区(秋田県、山形県)、②北海道地区、③関東地区(群馬県、埼玉県、神奈川県、山梨県、東京都)、④中部地区(全県)の区域

やさきの3月11日、東日本大地震に見舞われたわけですが、この件につきましてはいまだに尾を引いておりまして、いつ原発事故等が収束するかさえわかっていないという状況です。

いずれも獣医師会にとって未曾有の大打撃を受けたわけであり、日本獣医師会といたしましても責務を大きく感じているところです。

この3つについて後から検証いたしますと人災の面が非常に大きいということです。と申しますのは、宮崎県の口蹄疫のときもそうでしたが、対応が後手後手になってしまったことから、日本全体の危機管理体制が確立されているとはとても思えないということです。この課題は、今後の日本獣医師会におきましても危機管理体制をもう一度きちっと見直し、またしっかりとした実効あるマニュアルづくりを行う必要があるのではないかと再認識しているところです。

私自身は、3月11日に十和田で地震に遭遇しました。震度6強という地震でありましたが、2日間の避難所生活も経験しました。ライフラインが寸断された中で生活がいかに大変かということをもっと体験したわけです。1カ月後の4月11日から3日間さらに4月28日から4日間、東北地区の青森から関東地区の茨城までつぶさに避難所や仮設住宅、それから救護センター等々を拝見させていただきましたが、既に2カ月以上経過したにもかかわらず、いまだにライフラインが回復しない中で生活をなさっている方や避難所で生活されている方々は相当な苦労だろうと私は理解するわけです。ある意味、人間というのは強いものだという思いもいたします。しかし、これが5年、10年経過して影響が残るということ

を考えるとときには、並々ならぬ努力が要求されるのではないかと考えています。

おかげさまで今回の震災では、獣医師の犠牲者がなかったことが一つの救いではなかったかと思うわけです。被害状況もようやくまとまり、先だっの業務執行幹部会議で議論させていただき、本日の議案の中に出てまいります。早急に義援金と見舞金の送金に取りかかりたいと思っています。

本日の理事会では、6月28日に開催の第68回通常総会に上程する議案である22年度の決算、23年度の事業計画、予算、役員改選等、また公益認定申請に向けての関係議案等、大変重要な案件がたくさんありますので、慎重な審議をいただけたらと思っています。

また、地区理事におかれましては、それぞれの地区に帰られましたら、きょうの審議事項の内容をつぶさに伝達していただきたいと思っています。

【議長就任・議事録署名人の指名】

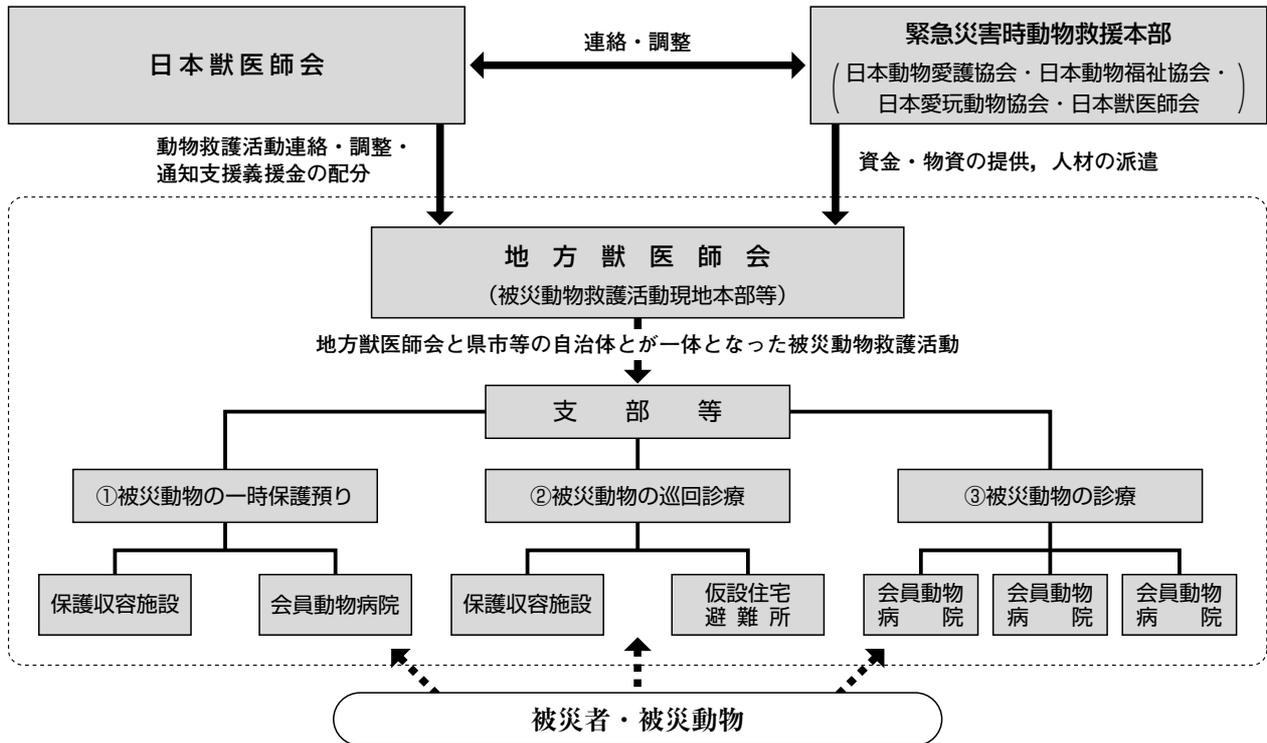
続いて、山根会長が議長に就任し、谷、榛葉両理事を議事録署名人に指名して会議が次のとおり行われた。

【協議事項】

東日本大震災被災対策等の件

(1) 大森専務理事から、本件については本会もその一員である緊急災害時動物救援本部をはじめ、農林水産省、環境省等関係省庁・機関等とも協議・連携の上、対応を進めてきており、前回3月の理事会において当面の対応を協議した結果を踏まえ、地方獣医師会と連携をとりながら、今後の対応強化に努めてきたところである旨説明された。続いて、これまでの主として日本獣医師会がとった対応の経過について、①3月11日の地震発生以降

東日本大震災に係る被災動物救護活動の概念図



の情報収集活動、緊急災害時動物救援本部における動物救護対策、本会による東北関東大震災動物救護活動等支援義援金の募集、動物用医薬品等の支援をはじめとする被災地救援活動、狂犬病予防注射の期間延長等に関する厚労省への要請活動、被災動物救護と獣医療復旧に向けた支援についての民主・自民・公明各党への要請活動、原発事故避難区域飼育動物の救護対策についての民主・自民・公明各党への要請活動、山根会長による現地視察の状況、被災動物の個体識別・所有者明示措置のためのマイクロチップ支援のための関係各社への支援要請、獣医療復旧に利用できる金融支援策や被災獣医師の就業支援策等に係る情報提供活動、原発事故に係る警戒区域内の動物に対する対応に係る関係機関との協議等、各般の対応状況についての時系列に応じた状況説明。②緊急災害時動物救援本部の活動状況や地方獣医師会による動物救護活動の実施状況等の説明（内容は（別表1）及び（別図）参照）。③動物診療施設・獣医師及び地方獣医師会の被災状況等の説明（内容は（別表2）参照）。④支援義援金及び救援見舞金について、平成23年3月18日付け22日獣発第360号により地方獣医師会に通知するとともに本会ホームページで公表し募集を開始した「東北関東大震災動物救護活動等支援義援金」について5月12日現在604件、57,824,578円の寄付が集まっていること、及びこの配分と日本獣医師会からの救援見舞金の拠

出を行いたいことについて本理事会において了解・承認されたい旨の説明に続き、東日本大震災に係る支援資金（支援義援金及び救援見舞金）配分（拠出）の考え方（案）（別紙）が示され、これに基づき支援義援金57,200,000円の配分及び日本獣医師会資金からの救援見舞金10,000,000円の拠出を行いたいこと、支援義援金の配分については今回を第一次配分とし、第一次配分残金及び今後寄付を受ける支援義援金の配分については、その趣旨を十分に踏まえて本会の業務執行幹部会議（三役会議）に一任いただきたいことが説明され、了承された。

(2) 質疑応答として、①福島県については、地震、津波による被害に加え、福島第一原発事故という特殊事情が加わっている。この点について特に配慮して獣医師に対する支援策を別途講じる必要があるのではないか。②原発警戒区域内における動物たちの悲惨な状況がセンセーショナルに報道され、会員獣医師も心中穏やかではないのが実情。なんとか具体的な対処ができないものか。③すでに震災発生から約2カ月半が経過している中、1日も早い支援資金の支給が望まれる。といった意見が出され、①については大森専務理事から、原子力災害特別措置法の適用等の関連施策とも係る問題であるが、本会としてはまず、診療継続の意思があるにも係らず施設の被害や避難等により診療が困難になっている獣医師に対

別表 2

動物診療施設、獣医師及び地方獣医師会の被災状況等

平成23年4月末日現在：被災地を活動の区域とする獣医師会（青森県獣医師会、岩手県獣医師会、宮城県獣医師会、仙台市獣医師会、福島県獣医師会、茨城県獣医師会、栃木県獣医師会、千葉県獣医師会）の報告に基づき作成。

1 被災地域の動物診療施設の被災状況				
主として 産業動物の 診療を行う 診療施設数 (カ所)	被災前の被災地域の診療施設数		399	
	全	壊	4	2 地方獣医師会（岩手県・宮城県）
	半	壊	5	2 地方獣医師会（宮城県・福島県）
	小	計	9	
主として 小動物の 診療を行う 診療施設数 (カ所)	被災前の被災地域の診療施設数		1,047	
	全	壊	6	4 地方獣医師会（岩手県・宮城県・仙台市・茨城県）
	半	壊	34	6 地方獣医師会（岩手県・宮城県・仙台市・福島県・茨城県・千葉県）
	小	計	40	
合 計			49	
注：動物診療施設は、開業獣医師自らが開設する施設で、公設・団体営の施設は含まない。				
2 地方獣医師会会員及びその自宅の被災状況				
被災前の「被災地域地方獣医師会」の会員数(人)		4,410		
会員の被災 状況(人)	死亡(行方不明者を含む)		0	
	負傷者		0	
会員の自宅 の被災状況 (戸)	全	壊	13	4 地方獣医師会（岩手県・宮城県・仙台市・茨城県）
	半	壊	45	6 地方獣医師会（岩手県・宮城県・仙台市・福島県・茨城県・千葉県）
	合 計		58	
3 地方獣医師会の被災状況				
建物・施設 の被災状況 (カ所)	内外壁の損傷、ガラスの損傷、 事務家具等の転倒等		4	4 地方獣医師会（宮城県・仙台市・福島県・茨城県）
	全	壊	1	1 地方獣医師会（仙台市）
事務局職員 の被災状況 (戸)	半	壊	3	2 地方獣医師会（宮城県・仙台市）
	合 計		4	

する就業支援等、可能なところからすでに対応している。今後地方獣医師会とも連携して各般の支援策を考える必要があるかもしれないが、今回の第一次配分に関しては、原発事故による被害について金銭的な支援措置についての判断を的確に行える状況ではないと判断したことについて了解いただきたい旨が、②については山根会長から、現地視察等を行う中で状況はよく理解できる。適切な対応をとることの緊急性、重要性について関係省、与野党関係者等に再三にわたり要請を行ってきたが、その対応は全く遅々としたものであり苛立ちを覚える。今後とも強力な働きかけを続けたい旨が、③については山根会長から、本日ご了解いただいたことを受け、早急に支払いを行う旨が説明された。

【議決事項】

第1号議案：移行認定の申請に当たり財産の管理及び運営に関する規程を整備等する件

大森専務理事から、本会が公益社団法人への移行認定申請を行うに際し、現行の資産管理に関する規程に代え新たな規程を制定することとし、公益社団法人への移行登記を行うことを停止条件として、現行定款第45条の規定に基づき定めている「日本獣医師会資産管理規程」を廃止した上で新たに、先の平成22年度第4回理事会において承認の決議を受けた「公益社団法人日本獣医師会定款（定款の変更の案）」の第48条の規定に基づき「公益社団法人日本獣医師会財産管理・運用規程」を制定することについて、総会の承認を求めることの理事会承認を求めたいこと、及び同規程を総会に決議案として

上程するに際し、誤字脱字等のため修正の必要が生じた場合において、決議内容の趣旨を損なわない範囲での修正を行うことについては会長に一任することとしたい旨が説明された後、本議案は原案どおり異議なく了承された。

第2号議案：第68回通常総会に次の議案を付議する件

- 第1号議案 平成22年度事務事業及び決算報告の件
- 第2号議案 平成23年度事業計画(案)及び収支予算(案)の件
- 第3号議案 平成23年度会費及び賛助会費の件
- 第4号議案 獣医師道委員改選の件
- 第5号議案 役員選任管理委員改選の件
- 第6号議案 役員改選の件
- 第7号議案 移行認定の申請に当たり定款を「定款の変更の案」とおり変更する件
- 第8号議案 移行認定の申請に当たり移行後の役員就任予定者を選任等する件
- 第9号議案 移行認定の申請に当たり関係規程を制定等する件

(1) 大森専務理事から、第68回通常総会に付議する事項として、第1号から第9号の上程議案について資料に基づき説明され、今回の総会においては役員改選とともに公益認定申請に向けた定款及び関係諸規程等の整備について議案として上程している旨に加え、第4号議案に上程している獣医師道委員会及び第5号議案に上程している役員選任管理委員会については、公益認定後における理事会の権限を一部侵害するものとなることから、今期の両委員会の委員任期については公益法人への移行が認定され、新定款が施行されるまでとすることについて了解されたい旨が説明された。その中で玉井代表監事から、5月31日、6月1日の両日、平成22年度における事務事業の実施状況及び会計状況について会長から提出された事業実施報告、貸借対照表、正味財産増減計算書、正味財産増減計算書内訳表、財務諸表に対する注記、附属明細書、財産目録等について、諸帳簿、証拠書類について監査した結果、いずれも定款、その他の規程に従い適正に処理されていた旨の監査報告がなされた後、①日本獣医師会獣医学術学会年次大会の開催について、その事後における総括を実施し、次期開催の参考に資すること。②昨年度の事業計画の中に大きく取り上げられている会員組織基盤強化について、職域別部会制度が有効に機能していることが認められる中、地区理事におかれては、地区の意見を取りまとめるとともに地区への情報伝達を実施する等、地区理事としての一層の職責を遂行していただきたいこと。③学会や日本獣医師会雑誌への投

稿件数等からは公衆衛生分野の職域の獣医師からの発表が少ないので、新公益法人制度移行に対する対応の中にあつて日本獣医師会の学術活動、教育活動について必要以上にその比率が低下することのないように配慮し、各分野で活躍する構成獣医師の学術的活動について円滑に、かつバランスよく発展できるよう配慮されたい旨が依頼された。

(2) 質疑応答として、東日本大震災に係る今年度の事業及び予算等に係り、①被災地において、一部の民間獣医師グループが狂犬病予防注射を無料で行うとの宣伝を大規模に行っているが、犬の登録等について疑問もある。いっそ獣医師会として、狂犬病予防注射の無料化を検討できないか、②札幌で開催が予定されている本年度の獣医学術学会年次大会への被災地の獣医師の参加について支援措置を講じられないか、③獣医学術学会年次大会の開催に要する経費について日本獣医師会からの支援を拡大できないか、について質問され、①について砂原理事から、秋田県獣医師会では無料化を決めて実施していることが紹介され、山根会長から、①については現在緊急災害時動物救援本部の義援金を活用した被災地における診療補助を行っており、実質的に診療の無料化が実現できている。これは狂犬病予防注射についても同様であるので、各地方獣医師会におかれては義援金の交付申請をしていただきたい。しかしながら、このことが実際にはあまり知られていないのが実情であり、地区理事におかれては、PRに尽力願いたい。②については検討したい旨説明され、酒井理事から、③については、開催を担当する地方獣医師会の、前年よりもさらによい大会に、という願いは理解できるが、単に金額を増やすということではなく、監事が述べたように開催後の検証を行いつつ内容を吟味し、将来に向けてグランドデザインを検討する時期に来ていると考えている旨が説明された後、本議案は原案どおり異議なく承認された。

第3号議案：第68回通常総会において日本獣医師会会長感謝状を授与する件

大森専務理事から、総会において、①平成22年度獣医学術学会年次大会の開催を受託し、多大なる尽力により、開催地区の特徴を発揮され盛會に導かれた岐阜県獣医師会、②会員の加入推進を通じ、獣医師会組織の強化に顕著な実績を上げた(会員数について、直近3年間を連続して3%以上増加)京都市獣医師会、③本会が動物ID普及推進会議と連携して行う動物適正管理個体識別・登録等普及推進事業として実施しているマイクロチップ個体識別の普及活動支援をいただいたメリアル・ジャパン株式会社、日本全薬工業株式会社及びDSファーマアニマルヘルス株式会社に対し、それぞれ会長感謝状を授

与したい旨の説明され、本議案は異議なく了承された。

【報告事項】

1 平成23年度動物感謝デー in JAPAN 対応の件

中川副会長から、平成23年度の動物感謝デーについては、10月1日、駒沢オリンピック公園を予定し、本会の活動指針である「動物と人の健康は一つ。そして、それは地球の願い。」を全体テーマ、「緊急災害時における獣医療の果たす役割（被災動物の救護活動）」をサブテーマとし、特に東日本大震災の発生を受けた企画について、①緊急災害時の動物救護対策に注目し、今回の様々な取り組みの紹介や関連する企画を通じて今後の災害対策について市民に普及するような工夫をすること、②マイクロチップ個体識別措置の普及に向けた企画を充実させること、③地方獣医師会におかれては、これまで以上の支援をお願いしたいと考えており、被災地の獣医師会におかれては復興に向けて積極的な出展、また、全国の地方獣医師会におかれては協賛金の支出、出展等の協力をお願いしたい旨が説明された。

2 平成23年度獣医療提供体制整備推進総合対策事業について各地区において対応をお願いする件

大森専務理事から、①平成22年度農林水産省補助事業（獣医療提供体制整備推進総合対策事業）については、本会、農場管理獣医師協会、一般社団法人日本養豚開業獣医師協会、一般社団法人日本動物看護職協会及び全国大学獣医学関係代表者協議会により構成される獣医療提供体制整備推進協議会（以下、「協議会」という。）が公募に応じ事業採択の上事業が実施された。②平成22年度において、協議会が事業を実施するに当たり、それぞれの構成団体が関連する事業を分担実施することとし、本会は、事業に係る協議会の事務を実施するとともに、「新規獣医師臨床研修促進事業」及び「管理獣医師等育成支援事業」に係る講習会及び現場実習を実施した。講

習会の実施に当たっては、各地区において地方獣医師会に開催を担当いただき、現場実習に当たっては、各地方獣医師会から参加獣医師を推薦していただいた。③平成23年度においても、協議会は事業の実施に応募し、農林水産省から実施主体の候補者に選定されたところであり、昨年とほぼ同様の事業を実施する予定である旨が説明され、昨年度事業の実施協力に対する御礼とともに今年度事業への引き続きの協力が依頼された。

3 役員改選の件

大森専務理事から、今年度の役員改選に向けた手続きについて説明された。続いて山根会長から、役員のうち専務理事候補者については、会長が候補者の推薦を行うことになっているが、現専務理事については、獣医界を取り巻く情勢が大きく変化する中で、日本獣医師会の組織と事務事業の執行体制整備について多大なる功績を上げられた。また、事務局長職を長年にわたり兼務していただき、大変なご苦勞をいただいた次第である。今後、公益認定に向けて最終的な仕上げを担っていただく立場にあるが、任期が5期10年に亘ることもあり、私としては、この際、人心一新を図ることを考えている。今月28日開催の第68回通常総会において、私から新たな専務理事候補者を推薦し、承認の決議をいただくこととしているが、このことについて、理事・監事各位におかれてはあらかじめご承知おきいただきたい旨説明された。

4 業務運営概況等の件

大森専務理事から、前回理事会以降（平成23年3月21日以降5月20日まで）の業務概況について説明が行われた。

【連絡事項】

当面の主要会議等の開催計画の件

大森専務理事から、当面の主要会議の日程等について説明がなされた。

【別紙】

支援義援金及び救援見舞金の配分(拠出)の考え方

日本獣医師会 平成23年度第1回理事会決定

東日本大震災被災対策に係る支援資金(支援義援金及び救援見舞金)配分(拠出)の考え方

1 支援(救援)の目的

今回の大震災被災対策として、①被災動物の救護活動及び被災地域における獣医療復旧に向けての取り組みを支援するとともに、②被災地域の地方獣医師会の事務機能復旧及び被災した地方獣医師会会員獣医師の救援見舞に資するため、支援義援金及び救援見舞金による資金の援助を行う。

注：「被災動物」とは、東日本大震災に被災した者（原発事故による避難者を含む。）が飼育している（いた）動物をいう。また、「被災地域」とは、東日本大震災に係る災害救助法の適用により、被災地とされた市町村の所在する県（青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県、栃木県、千葉県）とする。

2 資金の由来と配分(拠出)先

(1)「日本獣医師会東北関東大震災動物救護活動等支援義援金」の配分

ア 「被災動物」の救護活動に取り組んでいる地方獣医師会に被災動物救護活動支援義援金として配分する。

注：動物救護活動に係る資金需要については、別途、緊急災害時動物救援本部（本会も構成団体）において、資金提供が準備されており、動物救護活動を行う地方獣医師会に対しては、当座は当該資金の提供を最優先して活用するよう通知の上、指導している。

イ 被災した動物診療施設の復旧に向けた取り組みを行う診療施設開設者を有する「被災地域」を活動の区域に有する地方獣医師会（以下、「被災地域地方獣医師会」という。）に地域獣医療復旧活動支援義援金として配分する。

(2) 日本獣医師会資金による救援見舞金の拠出

ア 被災した地方獣医師会会員獣医師の救援見舞として、「被災地域地方獣医師会」に日本獣医師会から見舞金（①弔慰金、②障害見舞金、③生活環境救援見舞金）を拠出する。

イ 被災した地方獣医師会の事務機能復旧等の救援見舞として「被災地域地方獣医師会」に見舞金（①施設・設備等損壊見舞金、②被災職員見舞金、③会費減免補てん見舞金）を拠出する。

3 配分(拠出)の基準

(1) 支援義援金

ア 被災動物救護活動支援

(ア) 被災地域における動物救護活動

- a 現地の動物救援本部の構成団体として、また、地方獣医師会として被災動物の救護活動に取り組んでいる「被災地域地方獣医師会」：1地方獣医師会当たり200万円

b 被災動物の救護活動に取り組んでいる「被災地域地方獣医師会」（ただし、上記aの地方獣医師会を除く。）：1地方獣医師会当たり100万円

(イ) 被災地域に隣接する地域における動物救護活動

- a 現地の動物救援本部の構成団体として、また、地方獣医師会として被災動物の救護活動に取り組んでいる地方獣医師会：1地方獣医師会当たり100万円

注：「被災地域に隣接する地域」とは、①東北地区（秋田県・山形県）、②北海道地区、③関東地区（群馬県、埼玉県、神奈川県、山梨県、東京都）及び④中部地区（全県）の区域とする。

b 被災動物の救護活動に取り組んでいる地方獣医師会（ただし、上記aの地方獣医師会を除く。）：1地方獣医師会当たり50万円

(ウ) 上記（ア）及び（イ）以外の地域（被災地域及び被災地域に隣接する地域以外の地域）における動物救護活動

被災動物の救護活動に取り組んでいる地方獣医師会：1地方獣医師会当たり20万円

イ 地域獣医療復旧活動支援

(ア) 「被災地域」において獣医師自らが開設し、所有する動物診療施設（公設・団体営の施設は除く。）が全壊又は半壊した場合：1動物診療施設当たり全壊100万円、半壊50万円

(イ) 「被災地域」において獣医師自らが開設し、所有する動物診療施設（公設・団体営の施設を除く。）が一部損壊（診療用機器の損壊を含む。）した場合において、当該一部損壊診療施設に対し「被災地域地方獣医師会」が獣医療復旧に向けた支援を行う場合：1地方獣医師会当たり100万円又は50万円

注：配分額は全壊又は半壊の診療施設を活動の区域に有する地方獣医師会については100万円、有しない地方獣医師会については50万円とする。

(2) 救援見舞金

ア 被災会員獣医師救援見舞

(ア) 弔慰金：被災により死亡（行方不明）した地方獣医師会会員獣医師1人当たり20万円

(イ) 障害見舞金：被災により入院治療などの中等症以上の傷害を被った地方獣医師会会員獣医師1

人当たり10万円

(ウ) 生活環境救援見舞金

「被災地域」において地方獣医師会会員獣医師自らが所有し、居住する住宅が全壊又は半壊した場合：1住宅当たり全壊20万円，半壊10万円

イ 「被災地域地方獣医師会」の事務機能復旧等救援見舞

(ア) 施設・設備等損壊見舞金

a 「被災地域地方獣医師会」で本部施設・設備の一部が損壊した地方獣医師会：1地方獣医師会当たり40万円

b 「被災地域地方獣医師会」のうち、前記a以外の地方獣医師会：1地方獣医師会当たり20万円

(イ) 被災職員見舞金

「被災地域」において地方獣医師会の職員（地方獣医師会会員を除く。）自らが所有し、居住する住宅が全壊又は半壊した場合：1住宅当たり全壊20万円，半壊10万円

(ウ) 会費減免補てん見舞金

被災した地方獣医師会会員獣医師が納入する会費の減免措置を講じた「被災地域地方獣医師会」：減免した会員獣医師1人当たり6,000円

4 手続き及び支援義援金・救援見舞金の使途

(1) 支援義援金及び救援見舞金は、前記3の配布（拠出）の基準により算出された金額について、それぞれ算出の内訳を付し、本会から配分（拠出）先の地方獣医師会に送金する。

(2) 配分（拠出）を受けた地方獣医師会は、送金された支援義援金及び救援見舞金を、それぞれに付された算出の内訳に従い、次により動物救護活動及び地域獣医療復旧支援の経費に、また、被災した会員獣医師等に対する救援見舞金の支給に充てる。

ア 支援義援金

(ア) 被災動物救護活動支援義援金：地方獣医師会が実施する（した）被災動物の救護活動（一時保護預かり、巡回診療など）に要した経費に充てる。

(イ) 地域獣医療復旧活動支援義援金：動物診療施設が全壊又は半壊等した動物診療施設を開設し所有していた（いる）被災獣医師のうち、動物診療

の業務の継続の意志を有する者に配分を受けた地方獣医師会から獣医療復旧活動支援金として支給する。

なお、一部損壊（診療用機器の損壊を含む。）に対する獣医療復旧活動支援金の地方獣医師会からの支給に当たっては、支給額は半壊の場合の支給額を上回らない範囲において、損壊の程度等を勘案した額とし、支給額は地方獣医師会において決定する（1カ所5万円程度を目安とする。）。

イ 救援見舞金

(ア) 弔慰金及び障害見舞金：弔慰金は、死亡（行方不明）した地方獣医師会会員獣医師の遺族に、また、障害見舞金は、被災し障害を被った地方獣医師会会員獣医師に拠出を受けた地方獣医師会から日本獣医師会救援見舞金として支給する。

(イ) 生活環境救援見舞金：全壊又は半壊した住宅を所有し、自らが居住していた（いる）地方獣医師会会員獣医師に拠出を受けた地方獣医師会から日本獣医師会救援見舞金として支給する。

(ウ) 事務機能復旧等救援見舞：

a 施設・設備等損壊見舞金については、拠出を受けた「被災地域地方獣医師会」において地方獣医師会の事務機能復旧の経費に充てる。

b 被災職員見舞金については、拠出を受けた「被災地域地方獣医師会」が全壊又は半壊した住宅を所有し、自らが居住していた（いる）地方獣医師会職員に日本獣医師会救援見舞金として支給する。

c 会費減免補てん見舞金については、拠出を受けた地方獣医師会において会費の減免の補てんに充てる。

(3) 支援義援金及び救援見舞金の送金を受けた地方獣医師会は、その被災を受けた獣医師及び地方獣医師会職員への支給後、速やかに支給の内訳（相手先の名称、支給金額など）を日本獣医師会に報告する。

注：3の（1）による支援義援金の配分のうち、被災動物救護活動支援は第一次配分とし、第二次以降の配分については、活動の推進状況等を踏まえ、決定次第、逐次公表する。